

志賀地域における活動報告 (1)

平成 2 7 年 月 日

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付

志賀地域原子力防災協議会作業部会

【目次】

1. 志賀地域原子力防災協議会等の位置付け及び活動報告の考え方	2
[1] 志賀地域原子力防災協議会等の位置付け	
[2] 活動報告の考え方	
2. 志賀地域の概要	3
3. 主な検討状況	4
[1] 緊急事態対応体制	4
(1) 石川県、富山県及び関係市町の対応体制について	
(2) 国の対応体制について	
(3) 連絡体制の確保及び住民への情報伝達体制について	
[2] 原子力災害対策重点区域内における対応	5
(1) 住民への情報伝達について	
(2) 住民の避難について	
(3) 避難行動要支援者の避難について	
(4) 住民避難に係る渋滞対策について	
(5) 住民避難に係る輸送手段確保について	
[3] 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制	8
(1) 放射線防護資機材の備蓄・供給体制	
(2) 食料及び生活物資等の備蓄・供給体制	
[4] 緊急時モニタリングの実施体制	8
(1) 石川県、富山県における環境放射線モニタリング体制	
(2) 緊急時モニタリングについて	
(3) 緊急時モニタリング動員計画	
[5] 緊急被ばく医療の実施体制	9
(1) 安定ヨウ素剤の配布について	
(2) 避難退域時検査・除染の実施場所について	
[6] 実動組織の支援体制	9
[7] 原子力総合防災訓練の実施	10
4. 今後の対応について	10

1. 志賀地域原子力防災協議会等の位置付け及び活動報告の考え方

[1] 志賀地域原子力防災協議会等の位置付け

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力発電所から概ね半径30km圏内の自治体においては、防災基本計画及び原子力災害対策指針による新しい枠組みに基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）の充実化に向けた取組が行われている。

地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や避難行動要支援者対策の具体化等を進めるに当たっては、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されているところである。そこで、原子力防災会議の下、政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援するために、内閣府において全国13か所にワーキングチーム（以下、「WT」という。）を設置し、志賀地域については、志賀地域WTで議論を実施してきた。

その後、志賀地域WTについては、志賀地域原子力防災協議会に改称し、これまでの取組に加え、定期的な防災訓練やそれに基づく継続的な改善の仕組み（PDCAサイクル）を導入した。

今後、地域防災計画・避難計画の具体性や実効性に資する検討については、引き続き志賀地域原子力防災協議会及び同作業部会で実施していくこととする。

[2] 活動報告の考え方

志賀地域WTでは、「志賀地域の緊急時対応」の取りまとめに向けて議論を行っているところであり、これらの活動状況について「志賀地域における活動報告（1）」として取りまとめることとした。

本資料は、志賀地域の緊急時における避難や屋内退避等の対応について、平成26年度の検討事項を取りまとめたものである。

2. 志賀地域の概要

石川県地域防災計画・富山県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、志賀発電所より概ね5キロメートル圏内を目安とするPAZ圏内、志賀発電所より概ね5～30キロメートル圏内を目安とするUPZ圏内の対象地区名を明らかにしている。

志賀地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内は石川県志賀町、UPZ圏内は石川県七尾市、輪島市、羽咋市、かほく市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、富山県氷見市の5市4町にまたがる。

また、PAZ圏内人口は4,145人、UPZ圏内は約159,402人、原子力災害重点区域内の人口は約163,547人※である。※人口は平成26年9月1日現在
(詳細は「別紙-1・2」参照)



3. 主な検討状況

[1] 緊急事態対応体制

(1) 石川県、富山県及び関係市町の対応体制について

石川県、富山県及び原子力災害対策重点区域内の全ての関係市町は、警戒事態で警戒体制をとる。

警戒事態となった場合は、関係市町では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、P A Zにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始する。

(2) 国の対応体制について

防災基本計画で定める情報収集事態となった場合、原子力規制庁及び内閣府職員が参集し、現地オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センターに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始する。

警戒事態となった場合は現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始する。

施設敷地緊急事態となった場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故連絡会議を開催し対応する。また、内閣府特命担当副大臣（原子力防災）及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣する。

全面緊急事態となった場合には、国に原子力災害対策本部及び石川県志賀オフサイトセンターに原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国、石川県、富山県、関係市町等のメンバーからなる原子力災害合同対策協議会を設置し、緊急事態応急対策について必要な協議を行う。

(詳細は「別紙－3」参照)

(3) 連絡体制の確保及び住民への情報伝達体制について

一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保する。その他、中央防災無線、衛星携帯電話などを使用し、連絡体制の確保に努める。

住民への情報伝達体制については、防護措置（避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、石川県、富山県及び関係市町に、その内容をTV会議等で迅速に情報提供する。関係市町については、防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達する。

[2] 原子力災害対策重点区域内における対応

(1) 住民への情報伝達について

避難先や避難方法、避難ルート等の避難に必要な情報については、避難計画に関する住民説明会等を通じて対象となる住民に周知しているところである。

また、緊急時には、テレビやラジオ等で緊急警報放送の実施を要請するほか、インターネット、携帯電話等のあらゆる情報通信媒体を用いて、住民等に対する情報提供を行う。

(2) 住民の避難について

住民の避難手段として、①自家用車、②近所の方の自家用車に同乗、③集合場所からバス等の使用を基本とする。

P A Z 圏内の志賀町の富来地域の住民の避難先については、北方の能登町内3施設、志賀地域住民は南方の白山市内の7施設への避難先を確保している。また自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路を設定している。

U P Z 圏内においては、全面緊急事態となった場合、対象となる住民の屋内退避を開始する。仮に放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時 $20 \mu \text{Sv}$ 以上となる区域を1日以内に特定し、当該区域の住民は、原子力災害対策本部の指示により、概ね1週間以内に一時移転を実施することとする。

一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、石川県、富山県、関係市町が、住民の安全と円滑な実施のため、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査・除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行った上で、U P Z 圏内関係市町が作成した避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。なお、予定していた避難先が、何らかの理由で使用出来ない場合には、石川県、富山県は関係市町と調整して、他の避難先を確保する。確保にあたっては、県有施設の活用、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づく県外への避難、災害対策基本法に基づく広域一時滞在や都道府県外広域一時滞在等を実施するために必要な調整を行うとともに、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行うといった調整を行う。

(3) 避難行動要支援者の避難について

①避難行動要支援者施設の避難計画の策定状況等

P A Z 圏内には、社会福祉施設（入所）は2施設（特別養護老人ホームはまなす園（入所定員110人）、グループホームはまなす園（入所定員9人））あり、避難計画は作成済みである。なお、医療機関（病院、有床診療所）は無い。教育施設については2施設あり、避難計画は作成済みである。

U P Z 圏内には、医療機関は石川県に23施設ある。社会福祉施設は石川県、富山県を合わせて153施設ある。^(※1)

石川県内の各施設では、避難計画を作成済みの施設がある一方、現在作成中の施設もあるなど、施設ごとに状況が異なっている。石川県は、避難計画作成のための指針等を各施設に配付するなどの支援のほか、避難時の車両・人手の確保対策について関係機関と協議を行っており、今後順次、避難計画を充実させていくこととしている。富山県についても社会福祉施設において避難計画の作成を予定している。

なお、避難行動要支援者名簿^(※2)及び個別支援計画については、早期に作成されるよう、必要な働きかけを行っているところである。

※1 U P Z 圏内の医療機関、社会福祉施設数は平成26年4月時点。

※2 改正後の災害対策基本法（平成26年4月1日施行）において、市町村に策定が義務づけられており、法施行後できる限り速やかに名簿を作成することとされている。

②医療機関、社会福祉施設等の防護措置について

P A Z 圏内に所在する社会福祉施設の2施設は、避難先を確保している。緊急時には当該施設の入所者等は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設に退避するとともに、受入施設の準備と、移動手段が確保された時点で避難を開始する。

U P Z 圏内にある医療機関、社会福祉施設（176施設：平成26年4月時点）については、国の原子力災害対策本部から、一時移転等の指示が出た場合、社会福祉施設はあらかじめ計画上で定めた避難先に避難し、医療機関は入院患者の症状によっては病院群での対応も想定されるため、事前に定めた避難先市町の病院群において県が調整した避難先病院に避難する。

避難先を定めていない場合等にあっては、県の調整により、災害拠点病院で受け入れた後、他院への転院等を行うこととしている。

③在宅の避難行動要支援者の防護措置について

P A Z 圏内については、在宅の避難行動要支援者のうち、避難時の支援者がいない者については、支援者の確保に向け、志賀町は、避難対象地域と連携して対応にあたる。支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバスで避難先へ移動する。避難によりかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策を講じた屋内退避施設へ移動する。

U P Z 圏内に居住する在宅の避難行動要支援者等に対し、防災行政無線、広報車、C A T V、ホームページ、緊急速報メール等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施する。

国の原子力災害対策本部から、一時移転等の指示が出た場合、在宅の避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等する。

(詳細は「別紙－４」参照)

④学校の防護措置について

P A Z 圏内の２つの小学校の児童（１２６人）は、警戒事態になった時点で授業を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引渡しができない児童は、施設敷地緊急事態になった場合、石川県又は関係市町が手配するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。

U P Z 圏内の学校が避難区域となる場合、関係市町は対象となる学校の施設管理者に対して、児童・生徒の避難等に関する対応の指示を行う。学校の施設管理者は、保護者との間で、原子力災害発生時における児童・生徒の保護者への引き渡しに関するルールを定めるとともに、災害時に適切に対応できるよう、学校安全管理指針に基づき避難計画（危機対応マニュアル）を策定しているが、事態の進展に即した具体的な防護措置について、今後避難計画に記載することとしている。

(詳細は「別紙－５」参照)

⑤放射線防護対策を講じた屋内退避施設の整備について

P A Z 圏内では、施設敷地緊急事態に、避難行動要支援者は避難を先行して実施することになるが、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者については屋内退避を行うことを基本としている。このため、これらの避難行動要支援者が屋内退避をする施設として、以下の施設に放射線防護対策工事を実施している。

(放射線防護対策工事実施避難行動要支援者施設(3施設))

- ・特別養護老人ホームはまなす園（志賀町）（屋内退避収容予定者数：１１９人※）
- ・志賀町総合武道館（志賀町）（屋内退避収容予定者数：１３０人）
- ・旧福浦小学校（志賀町）（収容予定者数：９３人）

※グループホームはまなす園（入所定員９人）の入所者も移動の上、屋内退避する。

(詳細は「別紙－６」参照)

(４) 住民避難に係る渋滞対策について

石川県・富山県では、避難時間推計シミュレーションを公表しており、その結果、数か所の交差点で渋滞が生じるとの予測が得られた。併せて、渋滞の緩和策として、渋滞予測箇所における交通整理や迂回への誘導を実施することなどが示されたことから、関係市町及び警察、消防などの防災関係機関と情報を共有するとともに、防災訓練への反映を行いながら、円滑な住民避難の確保に取り組んでいく。

(5) 住民避難に係る輸送手段確保について

住民避難バスの運転手等の被ばく管理に関し、国は自治体に対して「民間企業の運転手等の被ばく線量の目安」を示しているところであり、運転手等の雇用者は、被ばく線量が1ミリシーベルトを超えないよう管理することとなっている。この考え方を踏まえ、今後、国、石川県及び富山県は、輸送手段の確保について検討を行うこととする。

また、自然災害等により、指定した避難経路等を使用した車両による避難ができない場合は、石川県、富山県及び関係市町からの要請により、実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）による各種支援を必要に応じて実施（放射性物質の放出量が少ないケースについては、無理な避難を行わず、自宅等への屋内退避も活用）することとしている。

[3] 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制

(1) 放射線防護資機材の備蓄・供給体制

防災業務関係者のために、個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄している。緊急時には、放射線防護資機材を運転手、避難誘導者等に配布し、万一に備え避難搬送時に携帯する。

(2) 食料及び生活物資等の備蓄・供給体制

P A Zからの避難住民の受入れ時には、備蓄された物資（食料等の生活用品）等を、避難施設に搬送する。

石川県、富山県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、石川県、富山県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。

[4] 緊急時モニタリングの実施体制

(1) 石川県、富山県における環境放射線モニタリング体制

志賀発電所の周辺区域では、発電所を取り囲むように半径30キロ圏内に28局（石川県：25局、富山県：3局）の測定局を用いて24時間監視を行っている。

(2) 緊急時モニタリングについて

原子力規制庁が作成した緊急時モニタリング計画作成要領を踏まえて、緊急時モニタリング計画の整備を行っている。内閣府、原子力規制庁及び石川県、富山県は、同計画の実効性を高めるため、緊急時モニタリングセンターの具体的な運用について定めるとともに、人員の確保、資機材の整備等を引き続き行っていく。

(3) 緊急時モニタリング動員計画

国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制について、石川県においては、企画調整グループ及び情報収集管理グループをオフサイトセンターに、測定分析担当を石川県保健環境センター等に設置し、富山県においては、企画調整グループをオフサイトセンターに、情報収集管理グループ及び測定分析担当を環境科学センターに設置する。

[5] 緊急被ばく医療の実施体制

(1) 安定ヨウ素剤の配布について

原子力災害対策指針においてはP A Z圏内の住民に対しては、服用不適切者等を除き、原則として安定ヨウ素剤を事前配布することとしている。

志賀地域では、P A Z圏内の志賀町において今後住民に対し安定ヨウ素剤の事前配布を行う予定である。

なお、石川県では避難住民に対して安定ヨウ素剤を配布するため、15ヵ所に合計1,029,000丸の丸剤と14,000gの粉末を備蓄している。

(2) 避難退域時検査・除染の実施場所について

避難退域時検査・除染については、UPZの境界近傍で実施する。

今後も主要な避難経路に応じ重点区域境界周辺での避難退域時検査・除染の実施場所の検討を行うとともに、避難退域時検査・除染に係る基本的な体制・手順の検討を進めている。

なお、場所の選定に当たっては、検査や除染の具体的な手法や体制を明確にし、関係自治体の理解と協力を得ることが前提であり、作業部会では石川県、富山県における検討に際し、必要となる技術的事項の提示や関係省庁による協力体制の検討を行っていく。

[6] 実動組織の支援体制

実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）の支援体制については、不測の事態の場合に石川県、富山県及び関係市町村からの要請により、実動組織は各種支援を必要に応じて実施することとしている。

[7] 原子力総合防災訓練の実施

平成26年11月2日及び3日に、石川県・富山県において、原子力対応体制を検証することを目的として、原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方自治体、電力事業者が合同で、原子力総合防災訓練を実施した。原子力総合防災訓練の実施結果に基づき、石川県・富山県の地域防災計画の実効性向上に向け、さらなる検討を進める。

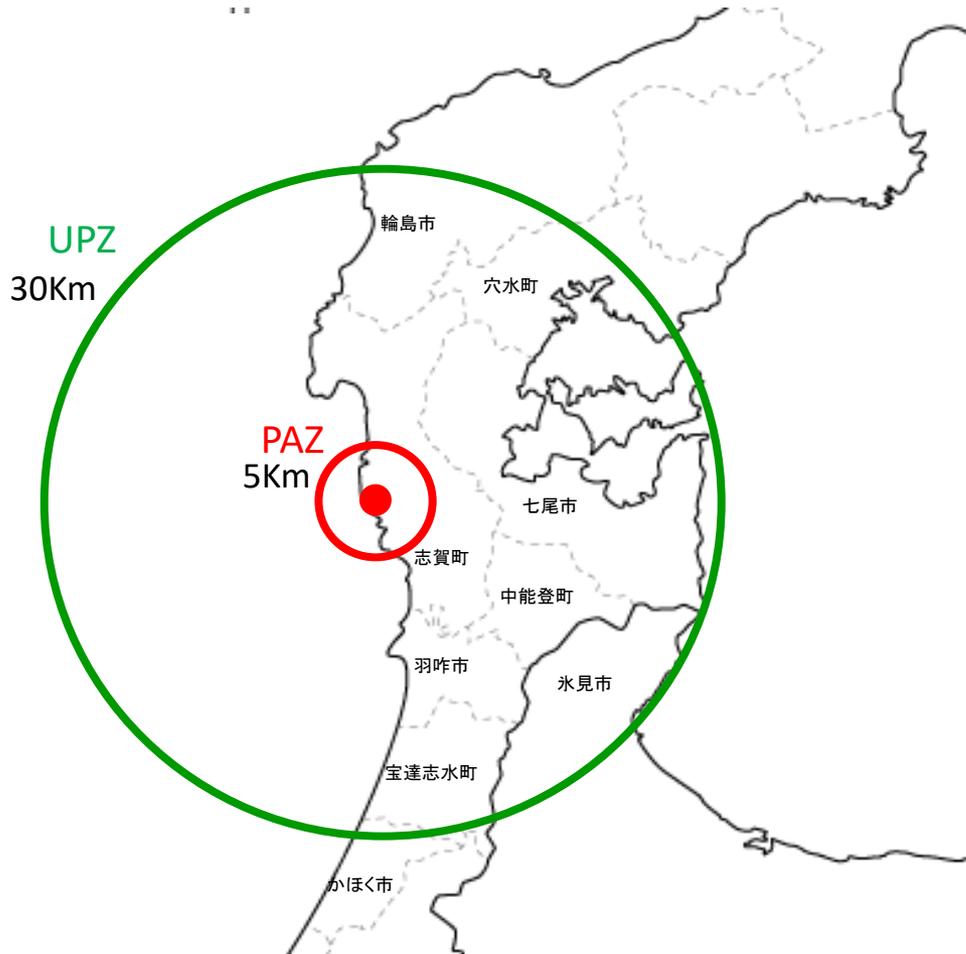
4. 今後の対応について

今後は、「志賀地域の緊急時対応」の取りまとめに向け、協議を継続して行うこととする。また、「志賀地域の緊急時対応」の実効性を検証するため、国際原子力機関（IAEA）のガイダンスを踏まえ、志賀地域における原子力防災訓練を実施し、訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議した上で、「志賀地域の緊急時対応」への反映を行う。

以 上

原子力災害対策重点区域の概要

- 石川県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ圏内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ圏内の対象地区名を明らかにしている。
- 志賀地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内は石川県志賀町、UPZ圏内は石川県及び富山県の5市4町にまたがる。



※人口は平成26年度9月1日現在

<5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):

Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

1町(志賀町)

住民数: 4,145人※

<5～30km圏内>

UPZ(緊急時防護措置を準備する区域):

Urgent Protective Action

Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

5市4町(石川県七尾市、輪島市、羽咋市、かほく市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、富山県氷見市)

住民数: 159,402人※

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布（一般住民）

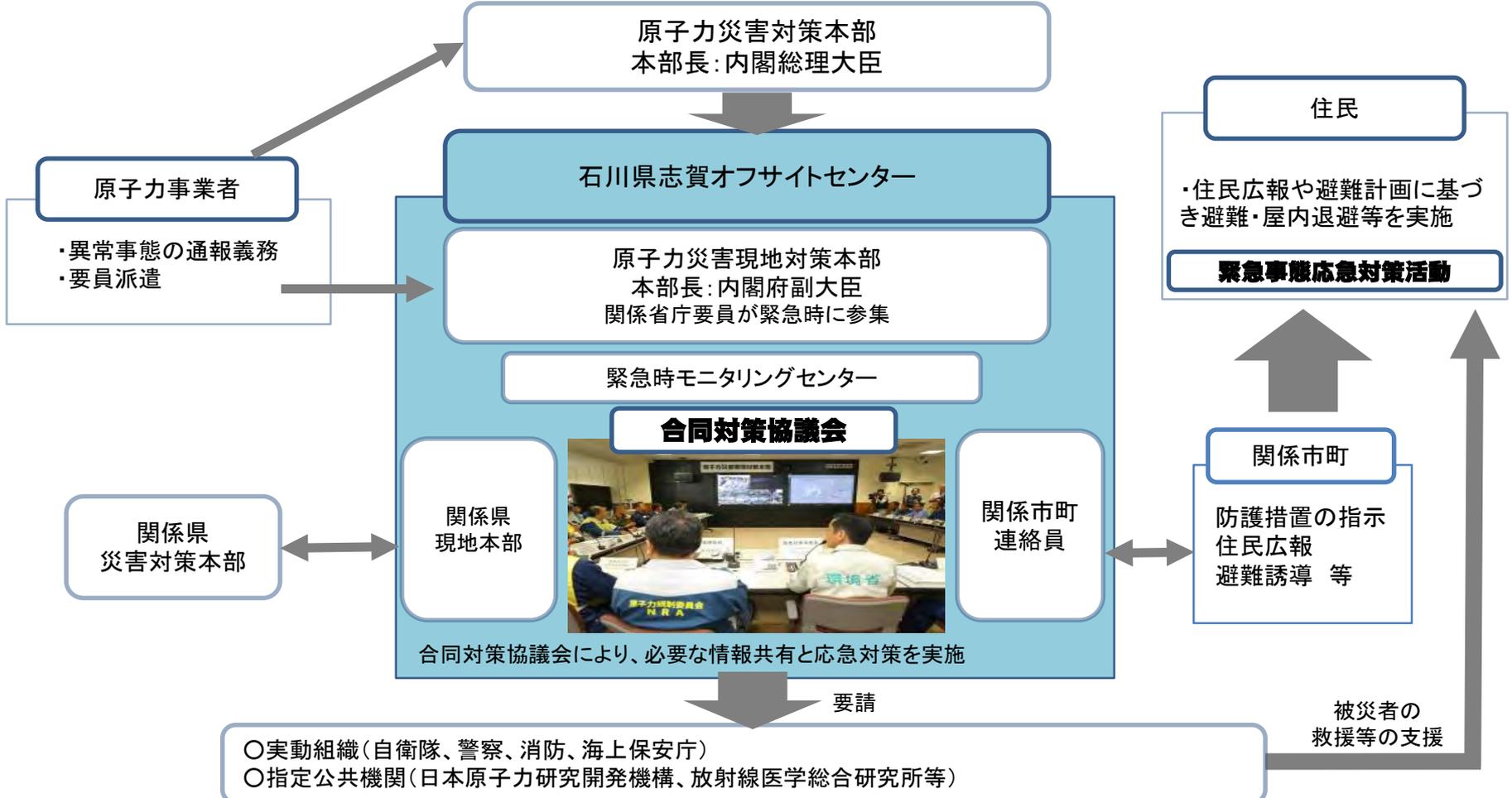
➤ 平成26年9月現在のPAZ圏内人口は4,145人、UPZ圏内人口は159,402人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で163,547人。

関係市町名					PAZ圏内		UPZ圏内		合計	
					(5km圏内)		(5~30km圏内)			
し志	か賀	まち	町		4,145	人	17,979	人	22,124	人
					1,631	世帯	6,468	世帯	8,099	世帯
なな七	お尾	し	市				55,543	人	55,543	人
							21,298	世帯	21,298	世帯
わ輪	じま島	し	市				5,988	人	5,988	人
							2,893	世帯	2,893	世帯
はく羽	い昨	し	市				22,933	人	22,933	人
							8,487	世帯	8,487	世帯
かほく			市				1	人	1	人
							1	世帯	1	世帯
ほう宝	だつ達	し志	みず水	ちよう町			14,079	人	14,079	人
							4,890	世帯	4,890	世帯
なか中	の能	と登	まち	町			19,016	人	19,016	人
							6,598	世帯	6,598	世帯
あな穴	みず水	まち	町				7,951	人	7,951	人
							3,516	世帯	3,516	世帯
ひ氷	み見	し	市				15,912	人	15,912	人
							5,403	世帯	5,403	世帯
合計					4,145	人	159,402	人	163,547	人
					1,631	世帯	59,554	世帯	61,185	世帯

※平成26年9月1日現在

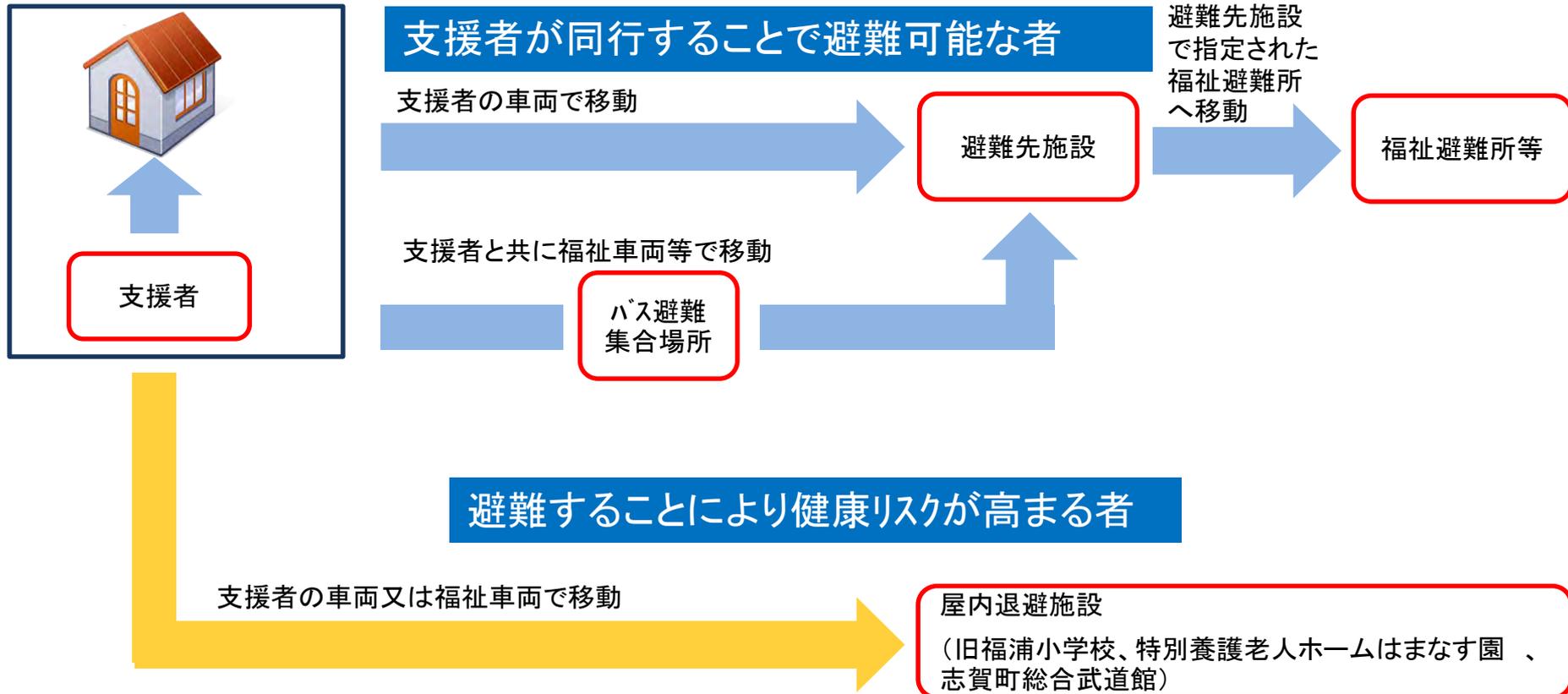
国の対応体制

- 志賀町において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、現地オフサイトセンター（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



PAZ圏内の在宅の避難行動要支援者への対応

- 在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援の申し出があった者は避難時の支援者がいない人については、支援者の確保に向け、志賀町は、避難対象地域と連携して対応にあたる。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバスで避難先へ移動。
- 避難によりかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の屋内退避施設へ移動。



PAZ圏内の学校の児童の避難

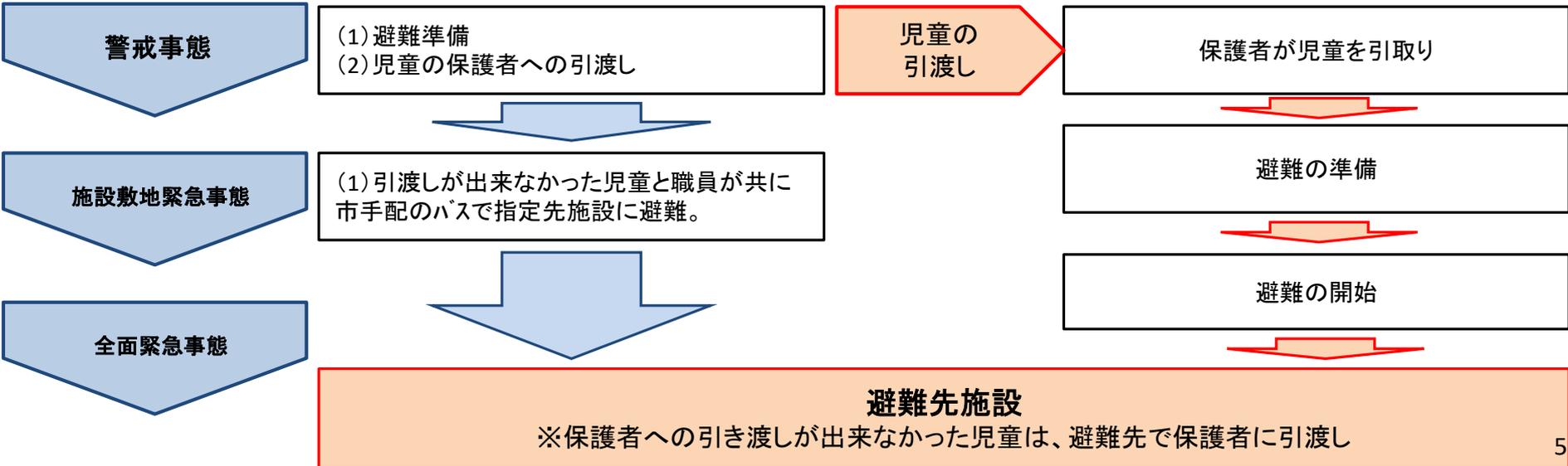
- PAZ圏内の2つの小学校の児童(126人)は、警戒事態になった時点で授業を中止し、保護者へ引き渡す。
- 保護者への引渡しができない児童は、施設敷地緊急事態になった場合、石川県又は関係市町が手配する バスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。

学校			
学校名	人数(人)		
	児童	職員	合計
志加浦小学校	75	11	86
上熊野小学校	51	11	62
合計	126	22	148

※児童等の人数は、住民の内数。
人数については、平成26年9月現在。

住民人口	
地区名	住民数(人)
志賀浦地区	2002
堀松地区	252
上熊野地区	930
福浦地区	568
富来地区	29
熊野地区	364
合計	4,145

※住民数は平成26年9月現在



避難を行うことにより健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者に係る対応

- 屋内退避施設は、合計 3施設を整備。
- 屋内退避施設は、合計 342人を収容。
- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の屋内退避施設へ収容

旧福浦小学校
(収容予定者数:93人)

特別養護老人ホームはまなす園
(屋内退避収容予定者数:119人)

志賀町総合武道館
(屋内退避収容予定者数:130人)

